

ネット収入捕捉強化

国税庁、仮想通貨取引など

仮想通貨取引やネットオークション、民泊、動画配信などネットを介して個人が得た収入に適正に課税するため国税庁は5日、全国の国税局などに専門のプロジェクチーム(P.T.)を設置し、情報収集を強化すると発表した。多額の利益を得た顧客の情報を事業者から入手するなどし、無申告や過少申告による課税逃れを防ぐ。

調査のノウハウの共有、蓄積を図る。

3月末に成立した改正国税通則法(2020年1月施行)により、一定条件の下、国税当局は多額の利益を得た顧客などの情報を事業者に照会することが可能になった。事業者が正当な理由なく情報提供に応じない場合は罰則もある。

これまでも▽仮想通貨の売買で得た利益を申告しなかった▽動画配信サイトで動画を公開し、換金可能なポイントを得たのに一部しか申告しなかった▽などのケースが調査で発覚することはあった。ただ、事業者に任意の情報提供を求めて断られることもあったという。国税庁幹部は「法律に基づいて顧客情報を照会できるようになったことは強力な武器になると話す。」

国税庁は7月以降、全国に12ある国税局・事務所計200人規模で専門P.T.を設置。重点的に調査を進めるとともに、

各地の専門P.T.は法施行後、この制度に基づいて仮想通貨の交換業者、ネットオークションや民泊仲介サイトの運営業者などから情報を入手し申告漏れの発見に生かす。